選挙運動用自動車燃料供給契約書

　　　　　　　　　選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という）と

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という）は、選挙運動用自動車の

燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

２　供給場所

所在地

　名　称

３　供給を受ける自動車の登録番号

４　金額

単価1リットル当たり　　　　　円（税込）とし、期間中の供給総量を乗じ

た金額とする。

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、寒川町議会議員及び寒川町長

　選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき寒川町に請求するも

　のとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　なお、寒川町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、

　不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規

　定に該当した場合は、乙は寒川町に請求ができない。

令和　　年　　月　　日

　甲　　　　　　　　　　　　　　　選挙候補者

　　　住　　所

　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　乙

　　　住　　所

　　　電話番号

　　　名　　称

　　　代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞